

秋田県警察本部訓令第9号

秋田県警察公文例規程を次のように定める。

平成16年3月31日

秋田県警察本部長 警視長 石川 正一郎

秋田県警察公文例規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県警察が作成する公文書の形式を統一することにより、文書事務の適正化に資することを目的とする。

(用語の統一)

第2条 訓令、訓達及び通達その他内部において作成する文書の統一用語及びその意義は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特に定めのある場合は、この限りではない。

(1) 警察本部の課

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）第3条の表右欄に規定する課等をいう。

(2) 所属長

前号に規定する警察本部の課の長並びに警察学校長及び警察署長をいう。

(3) 次長

前1号に規定する警察本部の課の次長、副所長及び副隊長並びに警察学校副校長、警察署の副署長及び次長をいう。

(文書の左横書き)

第3条 秋田県警察文書管理規程（平成26年秋田県警察本部訓令第18号。以下「文書管理規程」という。）第9条の規定に基づき作成する文書は、別表第1の基準によるものとする。

(書式)

第4条 文書管理規程第10条に定める文書の書式は、別表第2のとおりとする。

2 前項の書式は、明朝体12ポイント、1行40字、1頁40行程度、A列4判用紙縦置きとする。ただし、別表第2第3の3の書式は、明朝体9ポイント、1行57字、1頁45行程度、A列4判用紙縦置きとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(秋田県警察文書の左横書き実施要領の廃止)

2 「秋田県警察文書の左横書き実施要領の制定について（例規）」（平成7年12月7日付け秋本務第1144号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成17年9月26日から施行する。（平成17年9月26日本部訓令第28号）

附 則

この訓令は、平成26年12月1日から施行する。（平成26年11月10日本部訓令第19号）

附 則

この訓令は、平成29年4月3日から施行する。(平成29年3月31日本部訓令第9号)

附 則

この訓令は、平成31年2月25日から施行する。(平成31年2月21日本部訓令第5号)

附 則

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。(令和元年12月10日本部訓令第27号)

附 則

この訓令は、令和5年1月18日から施行する。(令和5年1月18日本部訓令第1号)

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。(令和6年12月25日本部訓令第31号)

別表第1（第3条関係）

文書の左横書き実施要領

第1 数字、記号、項目の細別、ローマ字表記等

1 数字

数字は、次に掲げるような場合を除き、アラビア数字を用い、桁の区切りは3位区切りとし、区切りには「,」を用いる。

- (1) 数字を基礎としない語 一般、一部分、一言など
- (2) 概桁数を示す語 二・三日、数十日など
- (3) 単位として用いる語 兆、億、万。ただし、千、百については、5,000、300と書く。

2 記号

- (1) 縦書きの公用文中通常用いられる符号を横書きにする場合は、反時計回り90度で表す。

(例) | → - ^ → (∩ → 「 ≡ → 『 など

- (2) 「.」(ピリオド)は、外国語のアルファベットによる略号又はローマ字による略語に用いる。ただし、誤解を生ずるおそれがないときは、この限りではない。
- (3) 「:」(コロン)は、次に続く説明文又はその他の語の語句があることを示す場合に用いる。(例)注:〇〇については、…など

3 項目の細別

項目の細別は次の順序による。

(1) 条文の項目の細別

ア 条の番号 第1条、第2条、第3条、…、第10条、…

イ 項の番号 1、2、3、…、10、…

ウ 号の番号 (1)、(2)、(3)、…、(10)、…

エ 号の細別 ア、イ、ウ…
(ア)、(イ)、(ウ)…
a、b、c…
(a)、(b)、(c)…

(2) その他の文の項目の細別

第1□

1□

(1)□

ア□

(ア)□

a□

(a)□

凡例:「□」は1字分のスペースを表す。

項目と文章の書き出しとの間は、全角文字で1字空ける。また、項目の少ない場合には、「第1」を省いて「1」から用いてもよい。

4 ローマ字表記

「姓一名」の順を用いる。姓と名を明確に区別させる必要がある場合は、姓を全て大文字とする。

第2 法令等で縦書きのものを左横書き文書に引用する方法

法令の規定を原文のまま公報資料、執務資料その他の公文書に登載又は引用するときは、縦書きを原則とする。ただし、法令の規定する内容を表示すれば足りる場合等特に法令の規定の文言を重視する必要がないときは、左横書きにして登載又は引用することができる。

別表第2（第4条関係）

第1 告示

1 新たに制定する場合

秋田県警察本部告示第○号
□○○○○法（○○○年法律第○号）第○条の規定により、○○○について、
次のとおり○○○したので、○○○○法施行規則（○○○年○○省令第○号）
第○条の規定に基づき、告示する。
□□○○○年○月○日
秋田県警察本部長□○□○□○□○□
1 □○○○・・・。
2 □○○○・・・。
（略）

2 一部を改正する場合

秋田県警察本部告示第○号
□○○○○法（○○○年法律第○号）第○条の規定に基づく○○○（○○○年
○○秋田県警察本部告示第○号）の一部を次のように改正し、○○○年○月○
日から適用する。
□□○○○年○月○日
秋田県警察本部長□○□○□○□○□
□「○○」を「○○」に、「○○」を「○○」に改める。
（略）

3 廃止する場合

秋田県警察本部告示第○号
□○○○○法（○○○年法律第○号）第○条の規定に基づく○○○（○○○年
○○秋田県警察本部告示第○号）は、廃止する。
□この告示は、○○○年○月○日から効力を生ずるものとする。
□□○○○年○月○日
秋田県警察本部長□○□○□○□○□

第2 公告

1 新たに制定する場合

□○○○○法（○○○年法律第○号）第○条の規定により○○○を受けた○○
○から、次のとおり○○○の届出があったので、公告する。

□□○○○年○月○日

秋田県警察本部長□○□○□○□○□

1 □○○○・・・。

2 □○○○・・・。

(略)

第3 訓令

1 新たに制定する場合

秋田県警察本部訓令第○号

□○○○○訓令を次のように定める。

□□○○○年○月○日

秋田県警察本部長□警視長□○□○□○□○□

□□□○○○○訓令

□ (○○○)

第1条□○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

□・・・・。

2 □○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

□・・・・。

□・□○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

□□・・・・。

(略)

□ (○○○)

第2条□○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

□・・・・。

(略)

□□□附□則

□この訓令は、○○○年○月○日から施行する。

2 全部を改正する場合

秋田県警察本部訓令第○号

□○○○○訓令を次のように定める。

□□○○○年○月○日

秋田県警察本部長□警視長□○□○□○□○□

□□□○○○○訓令

□○○○○訓令 (○○○年秋田県警察本部訓令第○号) の全部を改正する。

□ (○○○)

第1条□○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

. . . .
 (略)
 附則
 この訓令は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

3 一部を改正する場合

秋田県警察本部訓令第〇号

〇〇〇〇訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

〇〇〇〇年〇月〇日

秋田県警察本部長 警視長 〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇〇〇〇〇〇〇訓令の一部を改正する訓令

〇〇〇〇〇訓令（〇〇〇年秋田県警察本部訓令第〇号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<input type="checkbox"/> (〇〇〇)	<input type="checkbox"/> (〇〇〇)
第1条 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇	第1条 <input type="checkbox"/> 〇〇〇〇
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 <input type="checkbox"/> (略)	2 <input type="checkbox"/> (略)

〇〇〇附則

この訓令は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

4 廃止する場合

秋田県警察本部訓令第〇号

〇〇〇〇〇訓令を廃止する訓令を次のように定める。

〇〇〇〇〇年〇月〇日

秋田県警察本部長 警視長 〇 〇 〇 〇 〇 〇

〇〇〇〇〇〇〇訓令を廃止する訓令

〇〇〇〇〇訓令（〇〇〇年秋田県警察本部訓令第〇号）は、廃止する。

〇〇〇附則

この訓令は、〇〇〇年〇月〇日から施行する。

第4 指令文書

	指令秋本○第○号□□ ○○○年○月○日□□
↕ (1行) □○○市○○町○丁目○番○号 □□○□○□□○□○□□殿	
↕ (1行)	秋田県警察本部長□○□○□○□○ 印
↕ (2行)	
□□□○○○年○月○日付けで申請の○○を (次の条件を付して) 許可します。	
↕ (1行)	条□□□件
1 □○○○	
□	
(略)	
(不許可等の場合)	
□□□○○○年○月○日付けで申請の○○を次の理由により許可しません。	
↕ (1行)	理□□□由
1 □○○○	
□	
(略)	
□付□記	
□□□この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算	
□して○日以内に (○○○○法 (○○○年法律第○号) 第○条の規定により)、	
□○○○に対して審査請求 (異議申立て) をすることができます。	

第5 通達・報告・連絡文書（保存を要する文書）

分類コード	— — —
保存期間	年(年月日まで)

秋 本 ○ 第 ○ 号 □□
 ○ ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日 □□

↑↓ (1行)

各 所 属 長 殿

↑↓ (1行)

秋 田 県 警 察 本 部 長 □□

↑↓ (2行)

□□□○○○○○……………

□□□……………について（通達）

□○○○○○について、次のとおり○○○○○……………されたい。

（なお、「○○○○○……………（通達）」（○○○○年○月○日付け秋本○第○号）は、○○○○年○月○日をもって廃止する。）

記

1 □○○○

□□○○○……………

……

……………

（略）

この担当□○○○課○○○係（**☎**○○○○○）

第6 報告・連絡文書（期日指定文書）

分類コード	Z 1-1-1-01
保管期限	年 月 日まで

○ ○ ○ 年 ○ 月 ○ 日 □ □

↑ ↓ (1行)

□ 各 所 属 長 殿

↑ ↓ (1行)

○ ○ 課 長 □ □

↑ ↓ (2行)

□ □ □ ○ ○ ○ ○ ○

□ □ □ について (通知)

□ ○ ○ ○ ○ について、次のとおり ○ ○ ○ ○ する。

記

1 □ ○ ○ ○ ○

□ □ ○ ○ ○ ○

.

□

(略)

この担当 □ ○ ○ ○ ○ 課 ○ ○ ○ ○ 係 (☎ ○ ○ ○ ○ ○)

備考 凡例「□」は、1文字スペース、「○」は、文字又は数字、「・」は文字の繰り返しを表す。